平成２２年（フ）第９６号
長崎県佐世保市松川町８番15号、旧住所兵庫県西宮市上甲子園２丁目４番５―406号
債務者　畑中　優子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1265番地４、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2236番地６
債務者　横石　　彰
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
長崎県佐世保市峰坂町３番21号、旧住所長崎県佐世保市大野町34番地２　県営大野住宅Ｃ棟304号
債務者　西村　耕吉
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
長崎県佐世保市大野町28番地16、旧住所長崎県佐世保市吉井町直谷812番地７
債務者　亀田　　豊
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
長崎県佐世保市赤崎町788番地11
債務者　森本　寿子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙79番地３　大垣アパート５号、前住所栃木県那須郡那須町大字豊原丙2029番地
債務者　大塚　栄子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１２８号
長崎県佐世保市皆瀬町120番地１　コスモハイツカイゼ205号、旧住所長崎県佐世保市下本山町1314番地14
債務者　磯本　和義
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市黒髪町618番地７、旧住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久1908番地２
債務者　北　　彩（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
東京都多摩市関戸５丁目30番地の８日神パレステージ聖蹟桜ヶ丘306翁方
債務者　吉野　正子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７７号
岡山県津山市平福181番地７
債務者　田中裕美子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午後１時10分　岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３６０号
東京都立川市西砂町２丁目46番地の４クレール清水305号
債務者　小川　章義
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６１号
東京都立川市西砂町２丁目46番地の４クレール清水305号
債務者　小川美千枝
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５４号
東京都多摩市東寺方626番地の２　１―203
債務者　竹内　蓮次
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９９号
東京都西東京市下保谷２丁目８番24号双葉荘２Ｆ
債務者　保谷けい子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２６号
静岡県浜松市西区馬郡町4016番地
債務者　中村　博子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係